



熊本県公報

第 1 2 4 3 7 号
平成 27 年 7 月 21 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の区域変更..... (//) 1
- 道路の区域変更..... (//) 2
- 道路の区域変更..... (//) 2
- 道路の供用開始..... (//) 2
- 道路の供用開始..... (//) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... (障がい者支援課) 3
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県住宅供給公社が所有する不動産の一般競争入札の実施..... (熊本県住宅供給公社) 4
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通企画課) 5
- 県平成 27 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務の落札者の決定..... (教育政策課) 6
- 平成 27 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催..... (公共事業再評価監視委員会) 6
- 平成 27 年度第 1 回熊本県医療審議会の開催..... (医療審議会) 6
- 熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則..... (警察本部警備第一課) 7

告 示

熊本県告示第 6 5 3 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 27 年 7 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 27 年 7 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------------|--------------------------|----|------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 上野田黒 渕線 | 阿蘇郡小国町大字黒渕字手水野 同所 | 前 | 3.9 ～ 5.3 | 103.0 | 単道改 |
| | | | 後 | 5.1 ～ 13.3 | | |

2 区域を変更する期日 平成 27 年 7 月 21 日

熊本県告示第 6 5 4 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 27 年 7 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 27 年 7 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|----|-------------------|--------------|-----------------|
| 一般国道 | 445号 | 人吉市上青井町字上青井 140番18地先から 同所 140番18地先まで | 前 | 11.7 ～ 11.7 | 7.1 | やさ道 交安1 国 |
| | | | 後 | 13.4 ～ 13.4 | | |

2 区域を変更する期日 平成27年7月21日

熊本県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|----|-------------------|--------------|------------|
| 一般国道 | 443号 | 菊池郡菊陽町大字曲手字上部田 685番1地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字出口 546番4地先まで | 前 | 17.4 ～ 27.0 | 162.7 | 防交 (改築) |
| | | | 後 | 25.8 ～ 26.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成27年7月21日

熊本県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|---|----|------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 小鶴原女木線 | 八代市坂本町深水い松ノ平 380番地先から 同所 387番2地先まで | 前 | 6.1 ～ 28.7 | 264.7 | 単道改 |
| | | | 後 | 9.9 ～ 31.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成27年7月21日

熊本県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年7月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|--------------|-----------|
| 一般国道 | 219号 | 球磨郡錦町大字西字高柱 945番1地先から 同所 945番1地先まで | 16.7 | 24条工 事 |

2 供用を開始する期日 平成27年7月21日

熊本県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年7月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-------------------|
| 主要地方道 | 宮原五木線 | 球磨郡五木村乙字椎葉 1024番1地先から 同所 1024番1地先まで | 311.4 | 防安交 (災害防 除) |

2 供用を開始する期日 平成27年7月21日

熊本県告示第659号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------------|--------------------------------------|----------|----------------|
| プラスクレア 八代市鏡町北新地868-2 | 特定非営利活動法人舞勢 八代市鏡町下有佐63番地4 淋 雄二 | 就労継続支援A型 | 平成27年 7月13日 |

熊本県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年7月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|---------|---|--------------|------------|
| 主要地方道 | 矢部阿蘇公園線 | 上益城郡山都町大字黒川字黒木尾 642番2地先から 同所 570番2地先まで | 411.0 | 活力基盤 改築 |

2 供用を開始する期日 平成27年7月21日

登載依頼

入札公告

熊本県住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有する不動産の売却について、下記により一般競争入札に付します。

- 1 一般競争入札に付する物件名：武蔵ヶ丘駐車場
 (1) 所在地番：熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目
 72番、73番、74番、75番、76番、77-1番、141番
 (2) 地 目：宅地
 (3) 用途地域：第一種低層住居専用地域（基準建ぺい率50%、基準容積率80%）
 （※141番の一部が「近隣商業地域」となっております。詳しくは、物件説明書をご覧ください。）
 (4) 地 積：2,604.07㎡
 (5) 最低売却価格：156,000,000円
- 2 入札参加資格
 入札にあたり、その参加資格を以下（1）から（9）までのすべての条件を満たす者とします。
 - (1) 売却物件の売買代金の支払能力があること。
 - (2) 売却物件において、建築基準法等の関係諸法令で建築できる建物（住宅、診療所等）を建設するため宅地を必要とする者、又は駐車場を経営する者であること。
 - (3) 売却物件を一般競争入札実施要項第3条に基づき、平成29年3月31日まで駐車場として運営できる者であること。
 - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
 - (5) 破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者でないこと。
 - (7) 「破壊活動防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員でないこと。
 - (8) 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に基づくところの風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者でないこと。
 - (9) 申込受付最終日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる者の一つに該当し申し立てないこと。（この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - ① 故意に公社の所有する物件を損傷し、その価値を減少させた者
 - ② 公社が執行した競争入札の公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
 - ③ 公社と落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 競争入札の実施に当たり当公社職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく公社との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ⑦ その他公社に著しい損害を与えた者
 - ⑧ 前各号の一つに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 提出書類及び入札保証金の締切日時並びに提出先
 - (1) 事前提出書類（入札参加申込）について
 - ① 事前提出書類
 - ア) 一般競争入札参加申込書
 - イ) 委任状（ただし、必要な場合に限る。）
 - ウ) 入札参加資格に関する誓約書
 - エ) 駐車場運営計画書
 - ② 提出締切日時
平成27年8月21日（金）午後5時（必着）
 - ③ 提出先
〒862-0950
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社事務局（担当：岩谷、田代）
TEL 096-382-5553
 - ④ 提出方法
郵送（一般書留、簡易書留又は宅配便）又は直接持参
※ 事前提出書類は、公社で受領次第、形式面での確認のうえで、受領した旨を書面で通知します。
なお、提出書類に基本的な不備がある場合は、入札参加できませんが、

- 形式面での不備である場合は、「補正についてのご連絡」を致します。
- (2) 入札書の提出
- ① 提出書類
入札書（入札用封筒に入れ封緘してください。）
 - ② 提出締切日時
平成27年8月27日（木）午後5時（必着）
 - ③ 提出先
（1）の③に同じ。
 - ④ 提出方法
郵送（一般書留、簡易書留又は宅配便）又は直接持参
- (3) 入札保証金
- ① 入札参加申込にあたっては、最低売却価格の100分の5に相当する金額を平成27年8月20日（木）～8月21日（金）までの間に入札保証金として会社が指定する口座に振り込んでいただきます。
 - ② 入札保証金の納付が確認できない場合、入札参加申込みは無効とします。
 - ③ 入札保証金には利息は付しません。
- 4 入札参加手続及び問合せ先
入札参加手続（一般競争入札実施要項、物件説明書、不動産売買契約書案等）の問合せ先については、3の（1）の③に同じです。
- 5 開札日時及び開札場所
- (1) 開札日時
日時：平成27年8月28日（金）午前10時
- (2) 開札場所
熊本市中央区水前寺六丁目5番19号 熊本県住宅供給公社 202会議室
- (3) 開札結果
開札結果については、入札参加者全員に文書によってのみ通知します。
- 6 落札者の決定
落札者は、1の（5）の最低売却価格以上かつ最高の価格で入札した者で、9の（1）に該当しない者を落札者とします。
- 7 契約の締結及び契約保証金
落札者は、平成27年9月14日（月）までに売買契約を締結するとともに、落札額の100分の10に相当する契約保証金を会社が指定する口座に振り込んでいただきます。
- 8 売買代金の納付等
契約を締結した者は、平成27年10月30日（金）までに売買代金から契約保証金を差し引いた額（残代金）を会社が指定する口座に振り込むこととし、公社は、売買代金全額の受領と同時に物件の引渡しを行います。
- 9 その他
- (1) 入札の無効
次の各号の一つに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とします。
- ① 競争入札に参加する資格を有しない者が入札した場合
 - ② 委任状を提出しない代理人が入札した場合
 - ③ 入札書に入札金額の記載がない場合、又は金額を訂正した場合
 - ④ ボールペン・万年筆等消えない筆記用具を使用せず入札書を作成した場合（鉛筆不可）
 - ⑤ 入札書が所定の日時までに到達又は提出されない場合
 - ⑥ 入札記載事項又は添付書類に不備がある場合
 - ⑦ 明らかに連合による入札と認められる場合
 - ⑧ その他入札に関する条件に違反した場合
- (2) 物件の詳細及び手続の流れ
物件の詳細及び手続の流れについては、物件説明書、一般競争入札実施要項、一般競争入札の流れ図等により確認してください。

平成27年7月21日
熊本市中央区水前寺六丁目5番19号
熊本県住宅供給公社
理事長 東 泰 治

熊本県公安委員会規則第11号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月21日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第7号中「又は原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。

)」を加える。

第22条第11号中「実証実験」の次に「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会公告第18号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月21日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成27年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
F T E : 4, 7 5 0
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月9日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社大塚商会九州支店
福岡市博多区博多駅前2-19-24 大博センタービル8F
- 5 落札金額
42,891,930円（うち消費税及び地方消費税の額3,177,180円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成27年4月24日

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成27年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年7月21日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成27年7月30日（木）
午後1時30分から午後5時15分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 8階 職員研修室
- 3 議事（予定）
(1) 平成27年度公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話096-333-2490

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成27年7月21日

熊本県医療審議会

会 長 福 田 稠

- 1 開催日時
平成27年7月29日（水）
午後2時30分から午後4時まで

- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 議案
 - ア 平成26年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成26年度医療提供施設整備交付金における事業計画の事後的評価について
 - イ 地域医療支援病院の名称の使用の承認について
 - (2) 報告事項
 - ア 地域医療構想について
 - イ 増床計画中止勧告の取消訴訟について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）

熊本県公安委員会規則第12号

熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則を次のように定める。
平成27年7月21日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特定秘密の指定に伴う措置（第5条－第8条）
- 第3章 特定秘密の取扱いの業務
 - 第1節 保護のための環境整備（第9条－第14条）
 - 第2節 作成（第15条・第16条）
 - 第3節 運搬、交付及び伝達（第17条－第24条）
 - 第4節 保管等（第25条－第28条）
 - 第5節 検査（第29条）
 - 第6節 紛失時等の措置（第30条）
- 第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置（第31条）
- 第5章 雑則（第32条－第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、警察庁長官（以下「長官」という。）が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する通知を行った場合及び法第7条第1項に規定する提供を行った場合において、特定秘密（法第3条第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し熊本県公安委員会が実施すべき措置等を定めるものとする。
- 2 熊本県公安委員会における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及びこの規則の定めるところによる。（特定秘密管理者）
- 第2条 令第13条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として指名する令第12条第1項第1号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、熊本県警察本部総務課長とする。（保全責任者等）
- 第3条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。
- 2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 特定秘密を秘密管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。
- 4 保全責任者及び臨時代行職員は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。（保全教育）

第4条 熊本県公安委員会の委員長及び委員は、特
 知識を第2章第1条第1項第1号(同条第2項)において準用する場
 知(特)令第3条第1項第1号(同条第2項)において準用する場
 第5条 措置と責任者(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

- 効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。効期間満了表示の寸法は、縦12ミリ
- 2 前項第1号又は第3号の枠を定め、赤色で付すること。効期間満了表示の寸法は、縦12ミリ
- メー卜ル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (指定の解除に伴う措置)
- 第8条 前条の規定は、令第13条第1項第4号に規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。
- 第3章 特定秘密の取扱いの業務環境整備
- 第1節 保護のための環境整備
- (立入制限)
- 第9条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密を適切に保護するため必要があるとの認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者は、この限りでない。
- 2 特定秘密管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合には、その場所に立ち入らなるとする旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- (機器持込み制限)
- 第10条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保持者の許可を受けたり者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器をもち込む場合は、この限りでない。
- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合を催す区画に限定する。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設
- 2 特定秘密管理者は、前項の規定により機器持込みを禁止した場合には、その場所に機器持込みを防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- (特定秘密文書等の保管容器等)
- 第11条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他施錠可能な十分な強度を有する保管庫として保管するものとする。
- 2 特定秘密文書等（文書又は図画）は、当該特定秘密文書等の保管する場所とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定による保管するものとする。
- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第14条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいって、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、特定秘密管理者の定めるところにより行うものとする。
- (特定秘密の保護のための施設設備)
- 第12条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- (特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の制限等)
- 第13条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機でアクセスすること、防止するために必要な措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたものにより取り扱うものとする。
- 2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したことの記録を保存するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、熊本県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年熊本県警察本部訓令第2号）その他熊本県警察における情報セキュリティに関する規程に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。
- 4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。
- (特定秘密文書等管理簿)
- 第14条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記

憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「特定秘密文書等管理簿」という。)を備えるものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第16条及び第25条において同じ。)、作成又は受領の年及び月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等と分けて作成することができる。

(特定秘密文書等作成)

第15条 特定秘密文書等を作成するときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第16条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める上この登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

(1) 特定秘密文書等として情報等を記録し、又は図画等を表示(第5条第2項の規定によらずにこれらに準ずる確実な方法により赤色で付する)し、当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるようにするものとする。

(2) 特定秘密文書等として情報等を記録し、又は図画等を表示(第5条第2項の規定によらずにこれらに準ずる確実な方法により赤色で付する)し、当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるようにするものとする。

(交付及び伝達の承認等)

第17条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

2 特定秘密文書等を貸与するときは、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文書等の返却の期限を明示するものとする。

(運搬の方法)

第18条 特定秘密文書等(電磁的記録を除く。)の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が行うものとする。

2 前項の規定により行おうとするときは、又は不相当であるときの運搬は、特定秘密管理者の定めるところにより行おうものとする。

(交付の方法)

第19条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員(法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務において同じ。))から記名押印を得るなど交付の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

3 特定秘密文書等の交付は、郵送により行ってはならない。

(文書及び図画の封かん)

第20条 特定秘密文書等である情報等を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第21条 特定秘密である情報等を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(電気通信による送信)

第22条 特定秘密を電気通信により送信するときは、暗号化その他の特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2 特定秘密の電気通信による送信は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。

(文書等の接受)

第23条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した職員でなければ開封してはならない。

(伝達の方法)

第24条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記するのとを差し控えるよう求めることその他の特定秘密の保護について注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号化して伝達するものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合作るために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 特定秘密を伝達する場合、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。
- 第4節 保管等
 (特定秘密文書等の保管)
 第25条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。
- 3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- (特定秘密文書等の取扱いの記録)
 第26条 保全責任者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等取扱い記録簿を作成し、その氏名、年号その他必要な事項を特定秘密文書等取扱い簿に記載するものとする。
- 2 特定秘密文書等取扱い簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。
- (廃棄)
 第27条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他当該特定秘密文書を復元することができないよう、速やかに行うものとする。
- (緊急事態に際しての廃棄)
 第28条 特定秘密文書等の漏えい防止その他適当な手段がないと認められる場合における焼却、粉碎その他の方法による当該特定秘密文書の廃棄については、前条の規定は適用しない。
- 2 特定秘密管理者は、前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ長官の承認を得るものとする。ただし、その旨を長官に報告する場合は、廃棄した特定秘密文書等の概要、廃棄後速やかに行う廃棄防止措置その他の事項を記載し、長官に報告するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、第1項に規定する廃棄した特定秘密文書等の廃棄後速やかに行う廃棄防止措置その他の事項を記載し、長官に報告するものとする。
- 第29条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施するものとする。
- 2 特定秘密管理者は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、前2項の検査をその指名する職員に行わせることができる。
- 4 第1項及び第2項の検査において、特定秘密文書等の保管状況を確認する場合は、この規則に規定された措置が適切であるかを調査するものとする。
- 5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項の検査の実施状況について、長官の指示に従い、長官に報告するものとする。
- 第30条 職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は当該各号に定める措置を講ずる必要があるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。(次号の規定による報告を受けた職員を含む。)
- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員 (次号の規定による報告を受けた職員を含む。)
- 密管理者は、報告した当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外に、当該事故の内容を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。
- 2 特定秘密管理者は、前項第1号の規定による報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、必要なる調査を行い、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 やか第4章 特定秘密の指定等が法に定める措置の調査を実施し、又は措置を講じた場合には、速やかに報告するものとする。
- 第31条 職員は、特定秘密の指定若しくは解除又は特定行政文書ファイル等 (行政文書ファイル管理簿 (熊本県公安委員会規則第10号) 第2条第3号に規定する行政文書ファイル等 (熊本県公安委員会規則第2条第2号) に記載される行政文書ファイル等) をいう。以下同じ。)
- その管理が法、令又は運用基準 (以下「法等」という。) に従って行われていないとき又は当該各号に定める措置を講ずるものとする。
- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員 (次号の規定による報告を受けた職員を含む。)
- 適切な措置を講ずるものと、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。
- (2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外に、当該特定秘密の指定若しくは解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないとき又は当該各号に定める措置を講ずるものとする。
- 2 特定秘密管理者は、前項第1号の規定による報告を受けたときは、速やかに長官に報

- 告するとともに、その事実が特定行政文書ファイル等の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。
- 3 特定秘密管理者は、前項の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。
- 第5章 雑則
- (指定前の取扱い)
- 第32条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。
- (国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)
- 第33条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。
- (国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い)
- 第34条 この規則に定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。
- (補則)
- 第35条 この規則の実施に関し必要な事項の細目は、特定秘密管理者が定めることができる。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日から法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第19条第1項の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第3条第4項の規定は適用しない。

別記様式第2号(第19条関係)

特定秘密文書等受領書

| | |
|-------|--|
| 登録番号 | |
| 件 名 | |
| 交付所属名 | |
| 交 付 者 | |

上記の文書物件を受領しました(該当するに印を付ける。)

年 月 日

| | |
|-------|---|
| 受領所属名 | |
| 受領者氏名 | 印 |

